

実績評価書

(厚生労働省6(Ⅶ-1-2))

施策目標名	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること (施策目標Ⅶ-1-2) 基本目標Ⅶ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1:地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること	
施策の概要	【生活困窮者自立支援制度】 - 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第1条において、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立を図ることを目的とすることが規定されている。 - 福祉事務所を設置する地方自治体において、上記の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給や、就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげている。 ※ このほか、以下の取組を実施している。 - 個人向け緊急小口資金等の特例貸付(令和2年3月～令和4年9月に実施)に関し、償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対する重点的な支援 - 生活困窮者等への支援の強化(支援員の加配等) - 生活困窮者等の住まい対策の推進 ※令和7年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第21号。以下「改正法」という。)により、以下の措置を講じた。 - 居住支援の強化のための措置 - 支援関係機関の連携強化等の措置 【福祉の支援が必要な矯正施設退所者等への支援】 - 刑又は保護処分の実行のため矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるが、釈放後の行き場のない人等を必要な福祉サービスにつなげるため、平成21年度から、地域生活定着促進事業を実施(生活困窮者就労支援準備事業費等補助金の一部)している。	
施策を取り巻く現状	【生活困窮者支援の概況】 - 単身世帯の増加や高齢化の進展、地域社会との関係性の希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、生活困窮者への多様な支援の必要性が高まっている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際には、生活や住まいに不安を抱えられる人が急増し、この中には、個人事業主、フリーランス、外国籍の人といった、これまでつながりの薄かった人々からの相談が増加した。こうした状況を踏まえ、複雑かつ多様な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行い、その自立を促進している。 ・ 支援を必要とする人の中には、日々の生活に追われ、また自尊感情の低下等により自ら相談することが難しい場合も多いため、生活困窮者が相談に来るのを待つのではなく、アウトリーチ支援により、支援を必要とする人に確実に支援を届けている。 ・ 生活困窮者の中には、ひきこもり状態にある人や長期無業者など、社会的に孤立しやすく、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な人や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える人も多く、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する包括的支援体制の強化を進めている。 ・ 生活困窮者自立支援事業に従事する人材の養成については、主に自立相談支援事業の初任者を対象に、制度の理念や支援員の基本姿勢や役割などを伝える国による研修(前期研修)と、国研修を修了した者を対象に、実践的な学びを深める都道府県による研修(後期研修)を実施することとしている。 ・ また、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、釈放後から福祉サービスを受けられるようにするため、矯正施設、保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定着を図る取組を実施している。 【生活困窮者の相談支援の現状】 - 自立相談支援機関における新規相談受付件数及び自立生活のためのプラン作成件数は毎年増加してきたが、特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により急激に増加した。また、個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等の多様な相談者層が顕在化した。 ・ 令和5年度の新規相談件数・プラン作成件数は前年に比べ減少しているものの、令和元年度以前と比べると依然として高い水準となっている。 【新規相談者の相談内容等(令和5年度)】 - 自立相談支援機関における新規相談者の相談内容は「収入・生活費のこと」が52.9%と一番多く、次いで「仕事探し、就職について」、「病気や健康、障害のこと」が多い。 ・ 新規相談者の課題と特性は、「経済的困窮」が48.0%と一番多く、次いで「病気」、「就職活動困難」、「住まい不安定」が多い。 【矯正施設退所者の福祉的支援の現状】 - 福祉の支援が必要な矯正施設入所者のうち、入所受刑者の高齢者率は11.8%(平成29年)から14.3%(令和5年)に増加している。また、精神障害を有すると診断された入所受刑者は13.4%(平成29年)から20.4%(令和5年)、少年院入院者は21.0%(平成29年)から31.9%(令和5年)に増加している。 ・ 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者のうち障害のある者は790人(令和5年度)である。 ・ 矯正施設退所後にフォローアップ(受入先施設等への支援)を実施した者は2,492人(令和5年度)であり、うちフォローアップが終了した者は841人であった。	
施策実現のための課題	1	生活が困窮しているという状態の背景にある課題は、就職活動困難、病気、住まいの不安定、家族の問題、メンタルヘルスの不調、家計関係の課題、就職定着困難、債務など多岐にわたり、そうした課題を複数抱える人も少なくない。
	2	生活困窮者が抱える課題は、長期化するほど解決が困難となり、また、自らサービスにアクセスできない人もいることから、アウトリーチも行いながら生活困窮者を早期に把握し、支援につなげる必要がある。さらに、生活困窮者支援を通じ、様々な分野の取組やインフォーマル支援との連携による地域づくりを行っていくことも求められている。
	3	生活困窮者一人ひとりの状況に応じ本人の立場に立った支援を行うためには、事業従事者一人ひとりが生活困窮者自立支援制度の理念等を理解し、生活困窮者の自立と尊厳の確保に努める必要がある。

各課題に対応した 達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1	複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状況に応じ、自立に向けた包括的な支援を提供すること。		複合的な課題を抱える生活困窮者の自立を促進するためには、一人ひとりの状況に応じて、これらの課題に包括的に支援していく必要があるため。			
	(課題1)						
	目標2	生活困窮者の早期把握や自立に向け、地域ネットワークの強化など地域づくりを行うこと。		複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に把握し、包括的な支援を提供する必要があるため。また、生活困窮者が自立した生活を継続するためにも、地域や関係機関とのネットワークを強化し、地域づくりを進める必要があるため。			
	(課題2)						
	目標3	生活困窮者一人ひとりの状況に応じ本人の立場に立った支援を行うためには、事業従事者一人ひとりが生活困窮者自立支援制度の理念等を理解し、生活困窮者の自立と尊厳の確保に努めること。		生活困窮者自立支援制度は人が人を支える制度であり、制度の理念等を踏まえた質の高い寄り添い型の支援を行うためには、人材育成が不可欠であるため。			
(課題3)							
施策の予算額・執行額等	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	2,936,415,578	2,918,656,171	2,913,555,180	2,921,924,134	2,923,349,420
		前年度繰越額・翌年度繰越額(b)	288,832,798	232,368,258	150,809,571	-12,410,455	25,700,469
		補正予算・予備費(c)	703,192,343	361,006,536	15,675,530	32,842,026	
		合計(a+b+c)	3,928,440,719	3,512,030,965	3,080,040,281	2,942,355,705	
	執行額(千円、d)		3,819,934,766	3,162,892,614	2,846,070,197	2,891,778,845	
	執行率(%、d/(a+b+c))		97.2%	90.1%	92.4%	98.3%	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	第213回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明		令和6年3月8日		生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度については、居住支援の強化や子供の貧困への対応を行うため、関係法案を今国会に提出しました。地域共生社会の実現に向け、複数の生活課題を抱えている方々や地域社会から孤立している方々など、様々な支援ニーズに対応していくため、包括的な支援体制の構築に取り組みます。		

達成目標1について		複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状況に応じ、自立に向けた包括的な支援を提供すること								
	指標1 自立生活のためのプラン作成件数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由	支援にあたっては、対象者の課題解決に向けて課題を総合的に整理し、自立支援のために各支援機関において支援内容や役割分担を共有・「見える化」することが重要。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定した。 (参考) ・令和2年度実績値18%は、新規相談件数(786,163件)に占めるプラン作成件数(139,060件)の割合 ・令和3年度実績値26%は、新規相談件数(555,779件)に占めるプラン作成件数(146,719件)の割合 ・令和4年度実績値28%は、新規相談件数(353,095件)に占めるプラン作成件数(100,457件)の割合 ・令和5年度実績値32%は、新規相談件数(293,455件)に占めるプラン作成件数(93,282件)の割合 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「支援状況調査」							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	これまでの支援状況や「新経済・財政再生計画改革工程表2023」(令和5年12月21日経済財政諮問会議決定)を踏まえ、「経済・財政新生計画 進捗管理表」においてKPIを設定し、令和7年度においても引き続き、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 令和6年度の目標値については、今後5年間(令和6年度～令和10年度)で50%となるよう段階的に設定。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和10年度		(△)
		—	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の32.4%	年間新規相談件数の50%		
			139,060件(18%)	146,719件(26%)	100,457件(28%)	93,282件(32%)	88,835件(29.6%) (※令和7年9月9日現在速報値)			

測定指標	指標2 就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合（アウトカム） 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由	就労支援がプランに盛り込まれた者が、支援によって就労又は増収することは、本人の自立に向けて重要な態様の一つであることから、本指標を選定した。 (参考) ・令和2年度実績値27%は、就労支援対象者数(76,100人)に占める就労及び増収者数(20,426人)の割合 ・令和3年度実績値35%は、就労支援対象者数(79,365人)に占める就労及び増収者数(27,520人)の割合 ・令和4年度実績値43%は、就労支援対象者数(57,720人)に占める就労及び増収者数(24,995人)の割合 ・令和5年度実績値51%は、就労支援対象者数(45,141人)に占める就労及び増収者数(22,811人)の割合 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「支援状況調査」							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	これまでの支援状況や「新経済・財政再生計画改革工程表2023」(令和5年12月21日経済財政諮問会議決定)を踏まえ、「経済・財政新生計画 進捗管理表」においてKPIを設定し、令和7年度においても引き続き、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 令和6年度の目標値については、今後5年間(令和6年度～令和10年度)で75%となるよう段階的に設定。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和10年度	△	
		—	75%	75%	75%	75%	49.4%	75%		
			27%	35%	43%	51%	49.0% (※令和7年9月9日現在速報値)			
	指標3 自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合（アウトカム） 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由	生活困窮者が抱える課題について、包括的かつ継続的支援(生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業や家計改善支援事業等の利用の有無は問わない)による改善状況を多角的に測ることは、自立(※)に向けた支援の効果の評価として重要であることから、本指標を選定した。 ※自立の概念には、健康や日常生活をよりよく保持する「日常生活自立」、社会的なつながりを回復・維持する「社会生活自立」、経済状況をよりよく安定させる「経済的自立」がある。 (参考) ・令和2年度実績値83%は、評価実施件数(中断除く)(88,085件)に占める「見られた変化」が変化あり(※)の件数(72,634件)の割合 ・令和3年度実績値78%は、評価実施件数(中断除く)(130,518件)に占める「見られた変化」が変化あり(※)の件数(102,395件)の割合 ・令和4年度実績値81%は、評価実施件数(中断除く)(104,232件)に占める「見られた変化」が変化あり(※)の件数(84,446件)の割合 ・令和5年度実績値80%は、評価実施件数(中断除く)(94,379件)に占める「見られた変化」が変化あり(※)の件数(75,161件)の割合 ※ 変化ありとは、「生活保護の適用」、「住まいの確保・安定」、「医療機関の受診開始」、「家計の改善」、「孤独の解消」、「自立意欲の向上・改善」、「収入の増加」などの項目について、プラン作成時点と比べて変化があった場合のことを意味する。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「支援状況調査」							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	これまでの支援状況や「新経済・財政再生計画改革工程表2023」(令和5年12月21日経済財政諮問会議決定)を踏まえ、「経済・財政新生計画 進捗管理表」においてKPIを設定し、令和7年度においても引き続き、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度	○	△
		—	90%	90%	90%	90%	90%	90%		
			83%	78%	81%	80%	集計中 (令和8年3月頃公表予定)			

指標4 地域生活定着支援センターにおけるフォローアップ業務実施者のうち、フォローアップ業務を終了した者の割合（アウトカム）	指標の選定理由	・ 各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」では、矯正施設、保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定着を図る取組を実施している。 ・ 具体的には、 ①矯正施設入所中から退所後の帰住予定地の調整等を行うコーディネート業務 ②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務 ③被疑者等に対して釈放前の福祉サービスの利用調整や釈放後の支援等を行う被疑者等支援業務 ④地域に暮らす矯正施設退所者等に対して行う福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施している。 ・ コーディネート業務による支援を受け、矯正施設退所後に受入先施設等での生活を開始した後、フォローアップ業務による一定期間の支援を受け、関係機関や社会資源とつながり、地域での生活を充実させていくことが重要であることを踏まえ、本指標を選定し、過去5年間の実績値の最高値を上回る値を目標値としている。 (参考) 令和6年度実績値33.5%は、分母:フォローアップ業務を実施した人数(2,347人)、分子:フォローアップ業務を終了した人数(787人)から算出したもの。 (出典) 厚生労働省社会・援護局総務課調べ／厚生労働省「地域生活定着支援センターの支援状況」							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	福祉支援を必要とする矯正施設退所者を確実に地域の福祉につなげ、地域への定着の促進を着実に進めることができていることを評価するため、過去5年間の実績値の最高値を上回る値を目標値としている。							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	-	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度	過去5年間の実績値の最高値を上回る値	△

指標5 地域生活定着支援センターにおけるフォローアップ業務を終了した者のうち、支援対象者や関係機関と合意の上でフォローアップ業務を終了した者の割合（アウトカム）	指標の選定理由	・ フォローアップ業務による一定期間の支援を経た後、支援対象者や関係機関と合意の上でフォローアップを終了していくことが、地域生活の継続や支援体制の充実につながることを踏まえ、本指標を選定し、過去5年間の実績値の最高値を上回る値を目標値としている。 (参考) 令和6年度実績値57.2%は、分母:フォローアップ業務を終了した人数(787人)、分子:、支援対象者や関係機関と合意の上でフォローアップ業務を終了した人数(450人)から算出したもの。 (出典) 厚生労働省社会・援護局総務課調べ／厚生労働省「地域生活定着支援センターの支援状況」							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	福祉支援を必要とする矯正施設退所者を確実に地域の福祉につなげ、地域への定着の促進を着実に進めることができていることを評価するため、過去5年間の実績値の最高値を上回る値を目標値としている。							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	—	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度	過去5年間の実績値の最高値を上回る値	△

【参考】指標6 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数（アウトプット） 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	実績値							(出典) 出典) 厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「支援状況調査」
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	300,463件 (※令和7年9月9日現在速報値)		

【参考】指標7 自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者（アウトプット）	実績値							(出典) 出典) 厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「支援状況調査」
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	40,736件 (※令和7年9月9日現在速報値)		

【参考】指標8 家計改善支援事業の利用有無による自立に向けての改善が見られた者の割合（アウトカム）	実績値							(出典) 出典) 厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「支援状況調査」
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	集計中 (令和8年3月頃公表予定)		

達成目標2について		生活困窮者の早期把握や自立に向け、地域ネットワークの強化など地域づくりを行うこと												
測定指標	指標9 支援会議を設置している自治体数 (アウトプット)	指標の選定理由	支援会議は、地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々の事案の情報の共有や、地域における必要な支援体制の検討等を行うことものであることから、本指標を選定した。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「事業実績調査」											
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	支援会議の設置については、改正法により令和7年4月から努力義務化された。施行後5年(令和11年)で全ての福祉事務所設置自治体での設置を目指し、段階的な目標を設定した。											
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成				
			年度ごとの実績値											
		-	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和11年度						
		-	-	-	-	-	544	全福祉事務所設置自治体に設置						
			283	323	322	354	集計中 (令和8年3月頃公表予定)							
	指標10 自立相談支援機関が (ア)アウトリーチした 又は (イ)他の機関からつながってきた新規相談件数 (アウトカム)	指標の選定理由	生活困窮者が自立相談支援機関に相談に来るのを待つのみではなく、アウトリーチや地域のネットワークを強化して、積極的に生活困窮者を支援につなげられているかを評価するため、本指標を選定する。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「支援状況調査」											
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	アウトリーチや他機関からつながってきた件数は、自立相談支援機関における体制の整備やノウハウの蓄積、他機関におけるノウハウの蓄積が進むにつれ一定程度までは増えていくものと考えられる。したがって、相談件数は令和元年度以前と比べると高い水準であることを踏まえ、前年度から取組を後退させないことを前提に、今後も対象者数は一定期間増加することが想定されることから、目標値は前年度と比べ5%増加とした。											
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成				
			年度ごとの実績値											
		-	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度						
		-	-	-	-	-	前年度と比べ5%増加	前年度と比べ5%増加						
			(ア)2,563件 (イ)82,256件	(ア)2,695件 (イ)71,493件	(ア)2,856件 (イ)41,620件	(ア)2,450件 (イ)35,646件	集計中 (令和8年3月頃確定予定)							
	指標11 他の機関（インフォーマルな支援を含む）へつないで支援が終結した件数 (アウトカム)	指標の選定理由	困窮状態の脱却にまでは至っていないが、大きな問題が解消され、自立相談支援機関による関わりから離れて、他の機関につないだほうが良いと判断できる場合も支援が終結となる。地域づくりが進んでいる地域では、他の機関につないで支援を終結するルートが多様であり、その件数も地域づくりの成熟度に比例して多くなると考えられることから、本指標を選定する。 ※インフォーマルな支援とは、法制度によらない各種サービスや支援のことであり、例えば、地域のボランティアによる見守り活動や居場所の提供、食材等を提供するフードバンクなどの支援がある。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ／厚生労働省「支援状況調査」											
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	地域づくりを進め、様々な機関につなぐことにより、支援の終結件数の増加にもつながること。また、前年度からの取組を後退させないこと前提に、支援対象者数(プラン作成件数)も段階的に増加することを目標としていることから、目標値は前年度と比べ5%増加とした。											
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成				
			年度ごとの実績値											
		-	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度						
		-	-	-	-	-	前年度と比べ5%増加	前年度と比べ5%増加						
			-	-	-	15,189件	集計中 (令和8年3月頃確定予定)							

達成目標3について		生活困窮者一人ひとりの状況に応じ本人の立場に立った支援を行うためには、事業従事者一人ひとりが生活困窮者自立支援制度の理念等を理解し、生活困窮者の自立と尊厳の確保に努めること									
測定指標	指標12 都道府県研修(※)を実施した自治体数(アウトプット) ※都道府県が、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業に従事する相談支援員等を対象に、地域の特性を踏まえ、より具体的な実践や対応事例について学ぶことや支援者同士の交流を深め、互いに支え合うネットワークを構築することを目的として行う参加型の研修	指標の選定理由	都道府県において、地域の実情に応じた実践的な研修を企画し実施することから、その取組が確実に行われているか評価するため本指標を選定する。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	今後、研修体系を見直すこととしており、見直し後(令和7年度)の研修体系においては、全都道府県において研修を行うことを目標とし、令和6年度は段階的な目標を設定。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		-	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度	全都道府県	△	
		-	-	-	-	-	40				
			23	26	30	34	37				
	指標13 国研修(※)受講者のうち理解度が向上した人数(アウトカム) ※国が、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業に従事する相談支援員等の初任者を対象に、制度の理念や支援に当たっての基本的な姿勢等、制度の基盤となる内容を伝えること・「誰に対して、何のために、いつ、何をするのか」を意識できる支援員を養成することを目的として行う研修	指標の選定理由	人材の育成を進める上で、制度の理念等を一人ひとりの支援員が「知っている」だけでなく、「具体的に実現できる」ことが重要であることから、本指標を選定する。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ ※令和6年度研修から把握。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	初任者のための研修であることを踏まえ80%を目標とする。なお、令和6年度の研修より研修前後の理解度を確認することとしており、その状況等を踏まえ、適宜、見直すこともあり得る								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		-	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度	○	○	
		-	-	-	-	-	80%	80%			
			-	-	-	-	89%				

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第18回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(令和7年7月28日開催)で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。
	【達成目標1について】 ①全部の実数をうまく出したが、指標1、2、3、6、7、8の相互の関連がもう少し分析されてもよかったのではない。 その上で、測定指標3(自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向け改善が見られた者の割合)が、一番アウトカムに近い数字として出されており、これが主要指標になっている。そうすると、もう少し実数のレベルで作業したものが分析できるのではないか。 指標の分析をもう少し丁寧に行い、単なる○△×の話だけではなく、その過程の分析を丁寧にするべき。生活困窮者対策のデータは、もう少し統一的に実数レベルでも議論できるのではないか。家計改善について就労支援に対して余り実数がなく、ステップアップ率だけになっているところ、もう少し就労支援プランの比率が、そういう実際の効果などにどういうふうに作用していくかということも含めて、総合的な分析を加えてるようにしてもらとうと、非常に施策の評価全体が見えてくるのではないか。 指標間がどういうふうに連動して、主要指標である測定指標3が実現できているかという関連性までをどこかで分析してもらとうと、測定指標3の目標達成率が90%までになっているという感覚がもう少し実感できると考える。
	⇒御指摘をふまえ、実数レベルでどこまで分析できるか精査すると共に、家計改善に関する分析については、必要に応じて、実数レベルでの分析を行うことを含め検討を行っていきたい。 また、指標の分析及び指標間の関連性については、適宜精査してまいりたい。
	②今般の生活困窮者自立支援法の改正により居住支援の強化が1つ重要なテーマとして挙がっており、見守り等の支援についても触れられている。地域で見守りをするときに、伴走型支援、「気付いてつなぐ」支援をやっているところが赤字になっていくという問題を聞く。お金が付きづらいという問題に対して、何がしかの施策を今後新たに打っていくことを考えているか。
	⇒居住支援の強化の観点より生活困窮者自立支援制度における地域居住支援事業の全国的な実施を推進していくことは重要であることから、同事業の積極的な実施を自治体に対して依頼するとともに、同事業の委託先として、居住支援法人が考えられるため、同事業の実施に当たっては、居住支援法人に委託することも有効と考えられる旨自治体に対して周知している。 また、自治体の取組に資するよう、必要に応じて、取組の事例をまとめることを検討する。
	【達成目標1の指標2について】 ③割合が経年で見ると増えてきているが、増収をしなかった方が滞留層となり、就労困難層が滞留して支援が難しいという状況が起こり得るのか。難易度が同じぐらいの層を対象に上がっているということなのか、滞留層は一体どうなっているのか。
	⇒就労及び就労による収入の増加に至らなかった方は、必要に応じて支援期間の延長などを図り、就労等の変化が見られるよう継続的に支援している。
	【達成目標1の指標3について】 ④過程の評価に関連して、指標3の「変化あり」は全体として8割ぐらいだが、その内容として「生活保護の適用」等とあり、ここの分析が必要ではないか。どんなことによって、どんな変化が起こったのかという辺りのことをもう少し分析すると、今後、何を施策として打っていくべきなのかということにつながっていくのではないか。
	⇒御指摘の「変化あり」の具体的な内容としては、「生活保護の適用」:7,853人(8.3%)、「住まいの確保・安定」:18,673人(19.8%)、「医療機関の受診開始」:3,457人(3.7%)、「家計の改善」:10,638人(11.3%)、「孤立の解消」:9,903人(10.5%)、「自立意欲の向上・改善」:19,668人(20.8%)、「就労収入増加」:7,958人(8.4%)であった。 支援等の実施により、自立意欲の向上・改善を筆頭に、住まいの確保・安定や家計の改善、就労収入増加により、生活困窮者が抱える課題が改善していると考えられる。
	【達成目標1の指標4について】 ⑤フォローアップ業務を実施した人数のうち、フォローアップ業務を終了した人が3割という数字は、支援の難しさとが影響していると推察するが、掘り下げた状況を教えていただきたい。 一般的に3割は少ないと見られる場合もあると思うが、困難さなどを考えると、本当に現場の方が頑張っているのだと思う。ただ、人材定着や専門性の問題など、定着支援センターに限らず、現在、福祉現場全体の人員の問題で大きな課題になっている。また、いろいろな啓発活動等もやっている中で地域の支援者に対し、刑務所出所者の方たちへの支援ということにどう前向きに取り組んでもらえるのかということが進んでいかないところについて、担当部署は大変な苦労していると思う。
	⇒フォローアップ業務は受入施設に対する助言や支援が本来業務であるが、実情としては、センターが引き続き支援対象者を直接支援するケースが少なくない。また、受入施設、支援対象者共にセンターの継続的な関わりを求めることが多く、センターの負担は年々増加している。国においては、本事業を持続可能なものとするためにも、犯罪をした人の支援について、過度にセンターに依存するのではなく、犯罪をした人であっても、福祉的な支援が必要な支援対象者として地域全体で支えていけるよう、広報・啓発活動等を通じて、地域における理解促進に努めてまいりたい。

	⑥一般的には、都道府県間で定着支援センターの力量の差がかなりあると認識。都道府県間格差を是正するという観点での指標について今後検討いただきたい。 ⇒御指摘のとおり、人口比や矯正施設の所在数等の様々な要因から、都道府県間で支援件数に差が生じており、それによりセンター職員にケース経験を積んでいただく機会にも差が生じている。そのため、国においては、令和2年度から、全国のセンター職員を対象とした「地域生活定着支援人材養成研修」を実施し、センター職員の専門的力量的平準化に努めている。こうした取組に関する指標を具体的にどのように定量的に設定すればよいかについては、今後検討してまいりたい。 【達成目標1の指標4及び指標5について】 ⑦地域生活定着支援について、65歳以下の方については障害関係の方が多いというデータがある。こういった方の地域定着を図るという点で、果たして困窮の部署がこのことだけを所管することが適切か。「障害者の地域移行」の中に、この矯正施設からの地域移行も重ね合わせながら議論していただくような、課を横断するような政策評価も検討いただきたい。 ⇒御指摘のとおり、センターの支援を受けている方の中には、障害を有する65歳以下の方も相当数含まれていることから、平素から課を横断して取組を進めているが、本事業は、地域共生社会の実現に向けた取組の一つであり、複合的な課題を抱える人への自立支援という観点から評価することが適当と思料される。引き続き、課を横断するような取組に対し、政策評価の中で具体的にどのように評価すべきかについては、今後検討してまいりたい。 【達成目標2の指標10について】 ⑧数値だけ見ると決して増えていない印象。アウトリーチはとても重要だが、非常に難しい支援であり、余り専門性が十分に成熟してない方をお願いするには酷な支援である。委託と直営とあると思うが、実際にアウトリーチに関して、どのような工夫がなされていて、取組の例などあったら教えていただきたい。 ⇒アウトリーチ支援の重要性については認識しており、その方法としては、家庭等への訪問以外にも、支援会議の開催による地域におけるネットワークづくり、地域の「居場所」との連携といった方法により取り組まれている例もあるところ、こういった方法についてはマニュアル等においても示しており、引き続き、自治体の実情に応じたあらゆる方法により取り組んでいただけるよう、実例も含め示してまいりたい。 【達成目標3について】 ⑨事業従事者一人一人がこの制度の理念等を理解し、生活困窮者の自立と尊厳の確保に努めるという、人が人を支援するという制度であるので、ここが揺るがないものにしないとこの制度の理念が実現できないというところでは、こうした目標をこれからも掲げて進んでいただきたい。 ⇒引き続き、生活者自立支援制度の基本理念などを理解し、具現化できる高度な専門人材を養成することを目的として、研修を実施してまいりたい。 【達成目標3の指標12について】 ⑩都道府県研修の達成率が100%でなかったことが大きな課題だった。原則化ということで、達成率100%しかないということで、是非実施していただきたい。 指標12に代わる指標として、新たにステップアップ研修など質の高い支援を目指した取組を始めるとのことなので、まずはステップアップ研修の参加者数などの指標もしっかり取っていただけると良い。 ⇒令和7年度の事前分析表において、令和7年度から実施するステップアップ研修に関する指標に変更する。 【全体（達成目標、指標の設定）について】 ⑪経年で評価していくという必要性もあるのでなかなか難しいところではあるが、この生活困窮分野はまだ発展途上でもあるので、やはり、それに併せて政策目標や指標も改善していく必要がある。 ⇒今後の状況等を踏まえ、必要に応じて、政策目標や指標の設定見直しを含め検討を行ってまいりたい。
--	---

	目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】
	(判定結果) B【達成に向けて進展あり】 (判定理由) 【達成目標1: 複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状況に応じ、自立に向けた包括的な支援を提供すること】 ・ 指標1については、新規相談件数に占める自立生活のためのプラン作成割合は概ね増加傾向で推移し、令和6年度(速報値)においては29.6%となり目標を概ね達成したところであり、令和10年度に年間新規相談件数の50%という目標に向けて取組みが着実に進展している。 ・ 指標2については、概ね増加傾向で推移し、令和6年度(速報値)においては49.0%となり目標を概ね達成したところであり、令和10年度に就労支援プラン対象者のうち75%という目標に向けて取組みが着実に進展している。 ・ 指標3については、概ね80%前後で推移し、令和5年度(直近実績)においても80%となり目標を概ね達成したところであるが、毎年度90%という目標に向けて、令和6年度の実績を踏まえて、引き続き対策が必要である。 ・ 指標4については、概ね増加傾向で推移し、取組が着実に進展している。 ・ 指標5については、前年度の実績値は下回ったものの、過去3年間の平均値(55.5%)は上回っており、取組が着実に進展している。 【達成目標2: 生活困窮者の早期把握や自立に向け、地域ネットワークの強化など地域づくりを行うこと】 ・ 指標9については、令和6年度から目標値を設定した指標であり、かつ段階的に目標値を設定しているところ、令和6年度の実績値が判明していないため今回は判定不能。 ・ 指標10・11については、令和6年度から目標値を設定した指標であり、令和6年度の実績値が判明していないため今回は判定不能。 【達成目標3: 生活困窮者一人ひとりの状況に応じ本人の立場に立った支援を行うためには、事業従事者一人ひとりが生活困窮者自立支援制度の理念等を理解し、生活困窮者の自立と尊厳の確保に努めること】 ・ 指標12については、増加傾向で推移し、令和6年度においては37都道府県となり目標を概ね達成したところであり、取組が着実に進展している。 ・ 指標13については、目標値を達成しており、取組が着実に進展している。 【総括】 ・ 以上より、全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」となり、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるため、判定結果は③【相当程度進展あり】に区分されるものとして、B【達成に向けて進展あり】と判定した。

評価結果と 今後の方向性	施策の分析	(有効性の評価)
		【達成目標1:複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状況に応じ、自立に向けた包括的な支援を提供すること】 ・指標1については、目標値を達成できていない理由として、プラン作成の必要性について、自立相談支援機関等の中での認識が不十分であったこと等が考えられる。 ・指標2については、目標値を概ね達成見込みであり、自立相談支援事業における就労支援や就労準備支援事業が有効に機能していると評価できる。 ・指標3については、目標値を達成できていない理由として、支援の質の向上のための取組や、相談者1人1人の状況やニーズにあわせた支援が提供できるようにするための任意事業の実施率の向上のための取組等が不十分であったこと等が考えられる。 ・指標4・5については、概ね目標値を達成できていることから、地域生活定着支援センターにおけるフォローアップ業務は有効に機能していると評価できる。
		【達成目標2:生活困窮者の早期把握や自立に向け、地域ネットワークの強化など地域づくりを行うこと】 ・指標9については、令和6年度から目標値を設定した指標であり、かつ段階的に目標値を設定しているところ、令和6年度の実績値が判明していないため今回は評価が困難である。 ・指標10については、令和6年度から目標値を設定した指標であり、令和6年度の実績値が判明していないため今回は評価が困難ではあるが、(イ)が年々減少している理由として、令和2年度実績は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により一時的に大幅に増加したものであり、その後は徐々に平常的な件数に戻ってきているものと考えられる。一方で、(ア)は概ね増加傾向であることから、国から自治体・自立相談支援機関等に対する積極的なアウトリーチの実施に関する依頼等の施策は有効に機能しているものと考えられる。 ・指標11については、令和6年度から目標値を設定した指標であり、令和6年度の実績値が判明していないため今回は評価が困難である。
		【達成目標3:生活困窮者一人ひとりの状況に応じ本人の立場に立った支援を行うためには、事業従事者一人ひとりが生活困窮者自立支援制度の理念等を理解し、生活困窮者の自立と尊厳の確保に努めること】 ・指標12については、目標値を達成できていない理由として、都道府県において研修企画チームなどの体制が整わなかったこと等が考えられる。 ・指標13については、目標値を達成しており、国研修を通じて支援員の制度理念等への理解が効果的に高まったと評価できる。
		(効率性の評価)
		【達成目標1:複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状況に応じ、自立に向けた包括的な支援を提供すること】 ・指標1～3については、近年予算額が大きく変わっていない中、目標値に概ね近づいていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 ・指標4・5については、近年予算額が大きく変わっていない中、概ね目標を達成できていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
		【達成目標2:生活困窮者の早期把握や自立に向け、地域ネットワークの強化など地域づくりを行うこと】 ・指標9については、令和6年度から目標値を設定した指標であり、かつ段階的に目標値を設定しているところ、令和6年度の実績値が判明していないため今回は判定不能である。 ・指標10については、近年予算額が大きく変わっていない中、目標値に近づいている指標もあることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 ・指標11については、令和6年度から目標値を設定した指標であり、令和6年度の実績値が判明していないため今回は判定不能である。
		【達成目標3:生活困窮者一人ひとりの状況に応じ本人の立場に立った支援を行うためには、事業従事者一人ひとりが生活困窮者自立支援制度の理念等を理解し、生活困窮者の自立と尊厳の確保に努めること】 ・指標12・13については、近年予算額が大きく変わっていない中、目標値に近づいている指標もあることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
		(現状分析)
		【達成目標1:複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状況に応じ、自立に向けた包括的な支援を提供すること】 ・指標1については、新規相談件数に占めるプラン作成件数の割合は概ね上昇傾向にあるが、目標達成には至っておらず、令和10年度の目標達成に向け、プラン作成の必要性について、自立相談支援機関等の中での認識をより一層向上させていくことが必要である。 ・指標2については、就労準備支援事業の実施率や利用件数は着実に増加し、指標2の実績も概ね増加傾向にあり、令和10年度の目標達成に向け、引き続き、支援の質の向上のための取組や事業の実施率の向上のための取組等が必要である。 ・指標3については、近年の実績は80%前後と横ばいが続いているところであり、目標達成に向け、支援の質の向上のための取組や任意事業の実施率の向上のための取組等が必要である。 ・指標4・5については、概ね上昇傾向にあり、着実に取組が進んでいると評価できる。
		【達成目標2:生活困窮者の早期把握や自立に向け、地域ネットワークの強化など地域づくりを行うこと】 ・指標9については、令和6年度から目標値を設定した指標であり、かつ段階的に目標値を設定しているところ、令和6年度の実績値が判明していないため今回は評価は困難ではあるが、令和5年度までの推移としては、支援会議の設置自治体数は着実に増加し、また、設置自治体における支援会議の年間平均実施回数についても概ね増加傾向にある(令和5年度は平均25.8回)ところである。 ・指標10については、令和6年度から目標値を設定した指標であり、令和6年度の実績値が判明していないため今回は評価が困難ではあるが、令和5年度実績も踏まえ、他の機関から相談をつなげるための更なる取組が必要である。 ・指標11については、令和6年度から目標値を設定した指標であり、令和6年度の実績値が判明していないため今回は評価が困難ではあるが、引き続き、目標達成に向け、取組を進める必要がある。
		【達成目標3:生活困窮者一人ひとりの状況に応じ本人の立場に立った支援を行うためには、事業従事者一人ひとりが生活困窮者自立支援制度の理念等を理解し、生活困窮者の自立と尊厳の確保に努めること】 ・指標12については、年々増加しているところであり、着実に取組が進んでいると考えられる。 ・指標13については、着実に取組が進んでいると考えられる。

	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 【達成目標1:複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状況に応じ、自立に向けた包括的な支援を提供すること】 - 指標1については、プラン作成の必要性について、国から自治体や自立相談支援機関等に対して周知を行っている。 - 指標2・3については、令和7年度からは就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上のための措置を講じたところであり、国として、任意事業の効果的・効率的な実施のための取組を引き続き行っていく。 - 指標4・5については、引き続き、目標達成に向け、着実に取組を進めていく。 【達成目標2:生活困窮者の早期把握や自立に向け、地域ネットワークの強化など地域づくりを行うこと】 - 指標9については、令和7年度より支援会議の設置を自治体の努力義務とした。国として、自治体に対し、支援会議の積極的な設置について引き続き呼びかけていく。 - 指標10については、今後の状況等を踏まえ、必要に応じて、新たな指標の設定を含めて検討を行う。 - 指標11については、毎年度の目標値を達成できるよう、国として、引き続き地域づくり等のための支援を行っていく。 【達成目標3:生活困窮者一人ひとりの状況に応じ本人の立場に立った支援を行うためには、事業従事者一人ひとりが生活困窮者自立支援制度の理念等を理解し、生活困窮者の自立と尊厳の確保に努めること】 - 指標12については、全都道府県での都道府県研修の実施を原則化したことから、必要に応じて、新たな指標の設定を含めて検討を行う。 - 指標13については、今後の状況等を踏まえ、必要に応じて、新たな指標の設定を含めて検討を行う。
--	---------------	--

参考・関連資料等	- 生活困窮者自立支援法 https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000105 - 生活困窮者自立支援制度について URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html - 地域生活定着促進事業について URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/index.html - 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について(厚生労働省) URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html - 事業実績調査(厚生労働省) URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401_00004.html
----------	--

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	地域福祉課長 野崎 伸一	政策評価実施時期	令和7年7月
-------	--------	--------	-----------------	----------	--------